

夢じゃない、あなたの願い！

決断と実行。

八王子市議会議員

いとうただゆき

伊藤忠之



ごあいさつ

皆様には今年も益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃から私の政治活動にご理解をいただきましてありがとうございます。

さて、6月8日から6月24日まで令和4年八王子市議会第2回定例会が開かれておりました。議会は新型コロナウイルス

感染症に配慮しつつも通常の会議形式に戻し議案18件、補正予算額26億5千万円を審議をいたしました。補正の内容

としては、一般廃棄物の指定収集袋の取得や消防車購入、給食配送車購入、八王子医療刑務所跡地内の官舎等の解

体工事費などがあり賛成多数で閉会を迎えました。

私は今回、本会議場にて、一般質問「八王子の農業」として質問し、各担当部長に答弁をいただきました。一部ではありますが裏面に簡単にまとめてございますのでご覧ください。詳細は今後の八王子市議会HP会議録

をご覧くださいのでそちらのほうでご確認ください。

皆様のご意見・ご要望、心よりお待ちしております。



八王子市議会議員

伊藤忠之事務所

〒192-0374

八王子市中山446

Tel:

(042) 674 - 8869

Fax:

(042) 674 - 7558

E-mail:

tadayuki802@gmail.com

HP:

<https://tadayuki802.com/index.html>

プロフィール 伊藤忠之(51歳)

- ・昭和46年八王子市中山生まれ。
- ・地元中山小・中学校を卒業、私立小松原高等学校卒。
- ・東京コカ・コーラボトリングにてサラリーマン生活を送った後、東花堂(葬儀社)にて経営を学ぶ。
- ・現在、中山在住、母、妻、長女夫婦、次女、孫の7人家族。猫1匹(みーちゃん)、メダカ13匹、金魚2匹(みーちゃん、にしき)
- ・市議会では：
八王子市議会4期
会派 市民クラブ
常任委員会 総務委員会委員
市長付属機関 まちづくり公社諮問委員
組合議会 多摩ニュータウン環境組合議員
その他 奨学審議会委員
- ・趣味 筋トレ(腹筋・特に足トレは嫌い)
- ・好きな言葉 「今すぐ行動しなければ、10年経っても何もできない」

令和4年第2回定例会 一般質問より

◎八王子の農業

【問】伊藤忠之 先日、農業従事者の方より相談を受けました。内容は歳を重ねてきたため、今ある田んぼをから畑にしたいとのこと。米作りは、畑の野菜作りとは違い、1年間時間をかけて作られるものであります。1月から土づくりをし、10月中旬までかかり、大変な時間と労力をかけて行う農業であります。他の市民も同じようなことを考える人がいるのではないかと思います。そこで、農地改良の相談内容、申請はどのような内容でどのくらいあるのかお聞かせください。また、農地改良にあたっての手続きもお聞かせください。田から畑にするためには土を入れなければならない。本市には土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例、残土条例があり、開発とは違う性格の行為ではないかと思いつつ、許可申請をしなければならぬと聞いております。そこで、まず土砂等による土地の埋め立てなど、規制に関する条例の制定経緯をお聞かせください。

【答】●農林振興担当部長 農地改良の相談内容及び届け出件数ですが、相談内容としましては、農業者の高齢化により水田の維持管理が困難になったということで畑に変えたいというものや、農機具を使いやすくするため農地の高さを均等にしたいなどの相談がございます。届け出件数につきましては、平成30年度から令和3年度まで10件となっております。次に、農地改良に係る手続きですが、農地改良の行為には盛り土や掘削等が伴い、周辺農地の営農状況等に支障を及ぼす場合があることから、農業委員会への事前の届け出が必要となっております。手続きには改良する理由などを記載した届出書のほか、改良計画図、現況写真などが必要となっております。なお、市街化調整区域においては、農地の改良面積が1,000㎡以上、または盛り土や掘削の高さが1 m以上となる場合等、東京都の許可が必要となる場合もございます。

【答】●開発・建築担当部長 私のほうからは残土条例の制定経緯についてですが、当時、市街地周辺部には多くの建設残土の埋め立てが行われ、豊かな緑を育んできた景観の変貌や災害も発生する状況にあり、その対応として残土処分に関わる必要な規制を行い、生活環境の保全及び災害発生の防止を図るため、党条例は平成2年第4定例会において制定され、平成3年4月に施工されました。

【問】伊藤忠之 農地改良の相談などは、高齢化により水田から畑に変えたいとの声があるとのこと。農地改良に関わる手続きについては農業委員会への届け出が必要で、面積や盛り土の高さによっては東京都の許可が必要であるとのことでした。田から畑に農地改良をする場合でも開発行為とみなされ、残土条例の規制に該当しているのではないかと感じております。山と山をつなぐ谷間にある農地を土で埋める行為ではなく、また、急斜面ではないところの農地改良には当てはまらないのではないかと思います。そもそも農地改良とは、農地の保全、もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為で、農地の所有者または耕作者が行う農地の盛り土、あるいは掘削の行為のことを言い過去にあった建設残土の処分として行うわけではありません。農地から農地であり、内容は変われど、都市の貴重な緑を続ける行為でありますから残土条例に基づく手続きについて農業従事者に寄り添った支援ができないかお聞かせください。金子農林水産大臣は、事業構想オンラインのインタビューのなかで農林水産業は、食の基盤となるのはもちろん、地域の活力維持や国土の保全につながるものとして重要な意味を持つと答えております。現状都市農業は多面的機能の発揮にとどまらず、生産面でも日本の農業にとって重要な役割を担っており、さらに都市農業は高度技術集約型農業と市民参加型農業に分化してきており、これは日本の農業全体が進むべき方向に重要な示唆を与えていることや、都市再生に当たって、都市農業、八王子の農業の維持は必要条件であります。農地を持つ農業従事者確保や農地の維持に大変苦勞を重ねている。そうした従事者の思いに寄り添って、行政は手続きなどのさらなるサポートをお願いしたいと考えますがいかがか。

【答】●開発・建築担当部長 残土条例の基づく手続きの支援についてですが、八王子市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例においては、平成20年3月に事前協議に関する指導基準を改正し、埋め立て規模の縛りはありますが、現況農地として使用されている土地で、埋め立て後も引き続き農地として使用されるものについては、農地の簡易な埋め立て事業として事前協議のみを行い、許可手続きなしで完了としています。

【答】●農林振興担当部長 農業者への支援についてですけれども本市の農業は、農産物の産出額が年間約25億円と都内随一の産出額を誇る基幹産業の1つでございますので、第3次八王子市農業振興計画において、施策の柱の1つに担い手の育成と確保を掲げ、東京都やJ A八王子等と連携し、農業者を支援しているところでございます。また、農地等に関する各種届出などの行政手続きにつきましても、農業従事者の窓口となって関係所管とつなぐなど、引き続き農業者に寄り添った支援を行ってまいります。

毎週月曜日更新。一般質問等のテーマ等、常に増やしています。ぜひご覧になってください。

伊藤忠之オフィシャルHP

tadayuki802

で

検索

